

告 示

埼玉県告示第二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）越谷花田物販店舗

埼玉県越谷市花田二丁目二―二他

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 循環型社会形成推進基本法を踏まえ、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、リサイクル関連法令に従い、リサイクルを積極的に推進すること。また、廃棄物については分別を徹底し、法令を遵守して適正に処理・処分すること。
- (2) 空調室外機等について、定期的に整備・点検し、異音などが発生しないよう徹底すること。また、貴施設の建設および営業に起因して、近隣住民等から苦情が発生した場合は、迅速かつ適切な対策に努めること。
- (3) 計画地付近をバス路線が運行するため、工事により道路を塞ぐ場合はバス事業者と十分に協議すること。
- (4) 出入口③付近と東側交差部付近については、新規開店時及び繁忙期には特に混雑が予想されることから、誘導員の配置など配慮すること。

二 縦覧期間

平成二十七年一月十三日から平成二十七年二月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター